

誓約書

年 月 日

（宛先）和歌山市教育委員会教育長

住所（所在地） _____

商号又は名称 _____

代表者職・氏名 _____ 印

和歌山市立中学校給食センターで使用する給食材料の納入業者登録申請をするに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（同令第167条の1第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- 2 和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）等の関係法令を遵守すること。また、契約を締結した際は、信義を重んじ、誠実を旨とし、契約を確実に履行すること。
- 3 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令を遵守し、和歌山市又は和歌山市教育委員会が当該法令に違反していると認める場合には、関係官署への登録申請情報の提供を行うことに同意すること。
- 4 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。
- 5 給食材料の納入については、納入期日及び納入時刻を厳守すること。また、店舗、倉庫、冷蔵・冷凍庫、搬送車両等の環境衛生に細心の注意を払うこと。
- 6 給食材料納入の際は数量等の過不足がないよう万全を期すこと。また、納入した給食材料が品質不良又は異物混入等の不適格品と指摘された場合は、直ちに引き取り、交換等の対応を行うこと。
- 7 和歌山市及び和歌山市教育委員会が給食材料の納入等に関する説明又は資料の提出を求めた場合、又は立入調査を実施する場合は、これに協力すること。
- 8 和歌山市立中学校給食センター食材納入業者登録申請書に係る関係書類に記載の内容は事実と相違ありません。
- 9 申請事項に変更が生じた場合には直ちに必要な書類を提出すること。
- 10 以上の内容に反したことを理由に、学校給食用物資納入業者登録の取消しを受けた場合でも、一切異議を申し立てず、いかなる補償も求めません。